

専第17号

損害賠償の額を定める件

損害賠償の額を定めることについて、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分する。

令和3年11月8日

鹿児島県知事 塩田康一

次のとおり損害賠償の額を定める。

金 6,143,462円

相手方		金額	事由
名称	住所		
株式会社坂本食糧	熊本県八代市鏡町鏡819番地	5,651,115円	警察本部高速道路交通警察隊所属の公用車による交通事故（物品損傷）
西日本高速道路株式会社九州支社鹿児島高速道路事務所	始良市加治木町反土1466番地	492,347円	